

高江での取り締まりは警察権濫用

沖縄で高江ヘリパッド建設阻止の学習交流会

フォーラム平和・人権・環境の高江ヘリパッド建設阻止現地闘争（1面参照）前日の10日、那覇市内で学習交流会が開かれた。沖縄国際大学教授の前泊博盛さんと名桜大准教授の大城渡さんとが講演するとともに、沖縄平和運動センター事務局長の犬城悟さんが情勢報告を行なった。

危険なのは普天間基地でなく米軍機

憲法・安保と沖縄をテーマに講演した前泊さんは、「世界一危険な普天間問題の解決には辺野古移設が唯一の方法」とする政府の主張を検証。沖縄本土復帰後の米軍機事故数は普天間基地が151件なのに対し、嘉手納が462件、基



前泊博盛さん

地外が176件とのデータを示し、「普天間基地が危険なのではなく普天間から飛び立った米軍機が危険」というのが事態の本質だと指摘した。また、オスプレイの全国展開が進んでいる現状に触れて、オスプレイ問題を沖縄問題に、さらに沖縄問題を辺野古問題に切り縮めてはいかないかと問題提起し、「本質的な安保論議を始めるためには、その中心である嘉手納について触



↑壇上であいさつをする仲村末央沖縄県議。

れない限りは動かない気がする」と述べた。その上で各地の反戦反基地運動に対し、米軍基地の役割と機能、費用対効果の分析をしつかり行なうことを提言した。

大城渡さんは、警察による基地建設反対運動への弾圧の強まりについて「辺野古、高江における警察活動は市民から見れば警察権の濫用（らんよう）」と述べ、警察活動の可視化などによる監視の強化を訴えた。

大城さんはまず、旧憲法体制下での政治権力と警察の癒着という古い経験を踏



大城渡さん



大城悟さん

まえて、独立行政委員会である公安委員会による民主的な警察管理を基本とする戦後警察法体制が生まれたという経過を説明。警察による政治問題への介入が常態化すれば「政治活動の墮落をもたらす、警察権の政治的濫用を誘発することになりかねない」と警鐘を打ち鳴らした。関連して、昨

年の警察法改正で国家公安委員会の任務に「特定の内閣の重要事項に関する内閣の事務を助けること」が追加されたことについて、政治と警察の癒着につながることを危惧するとした。

その上で大城さんは、辺野古や高江で警察が「市民の保護」を口実にして実質的には治安目的の逮捕や監禁を繰り返していることに

ついて、結果として「保護」になっていないばかりか、警職法（警察官職務執行法）3条に定める「保護」は「自救能力」のある成人、市民を対象とするものではないとして、「市民に対する実力行使を正当化できるものではない。違法な活動にすぎない」と強調した。

大城悟さんは、菅官房長官が米軍北部訓練場の過半の年内返還を目指して対米交渉を行なう意向を表明したことに言及し、これはヘリパッド建設完了と米側への早期引き渡しを意味するものだと警戒感を表明。併せて、政府が反対運動への刑事特別法（刑特法）による逮捕を困難視して威力業務妨害罪の適用を検討しているとの報道に触れ、治外法権の地である米軍基地内に日本の法律を適用して日本の警察が日本の市民を逮捕・弾圧するという事態の異常さを訴えた。

自衛隊ヘリ投入の法的根拠ない

■高江問題で照屋議員が質問主意書で指摘

沖縄・高江の米軍ヘリパッド（着陸帯）建設工事で9月13日、陸上自衛隊ヘリが工事用重機などの空輸に投入された問題で、社民党の照屋寛徳衆院議員が同26日に提出した質問主意書に對する答弁書が10月4日、閣議決定された。

照屋議員は、政府が自衛隊出動の法的根拠だとする

「政府は防衛省設置法4条1項19号のいかなる解釈をもつて米軍施設建設現場への自衛隊ヘリ投入を合法とするのか（重機輸送等は）自衛隊の『任務』に該当するのか『任務』に該当するのならば、自衛隊法条の根拠条文を示されたい」とただした。

これに対し政府は、自衛隊法には一切触れないまま、ヘリ投入は防衛省設置法4条1項19号に定める所掌事

務の遂行に必要なものとして防衛相の命令で実施したものだとして「国民の権利義務に関与しない事実行為であって、強制力の行使を伴うようなものではない行為については、自衛隊も、同法を根拠にこれを行なうことができる」と答弁。組織法である同法では市民に対する強制権限の行使の法的根拠にはならないことをいわずに逆手に取って、自衛隊の行動に対する立憲法治

「過去前例なし」認める

また政府は、過去に同種の事例で自衛隊装備が投入された事例はないと認めた。さらに、稲田朋美防衛相の命令は9月12日に出されたもので、陸自中央即応集団に対して資機材空輸を、海自自衛艦隊に対して（ヘリ空母による）空輸支援を命じたものとした。